

社会福祉法人ウェルNC役員及び評議員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウェルNC（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に職務執行の対価として、別表1により月額報酬等を支給する。

- 2 評議員の報酬等は、別表2により支給する。
- 3 非常勤役員の報酬等は、別表2により支給する。
- 4 理事で職員としての立場を有する者の報酬等は支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を、旅費規程に基づき出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月19日から施行する。

別表 1

社会福祉法人ウェルNC常勤役員俸給表

単位：円

等級	理事長	常勤理事	常勤監事
1等級	500,000	400,000	300,000
2等級	650,000	500,000	400,000
3等級	800,000	600,000	500,000
4等級	950,000	700,000	600,000
5等級	1,100,000	800,000	700,000
6等級	1,250,000	900,000	800,000

別表 2

社会福祉法人ウェルNC役員及び評議員報酬表

役職名	会議の出席に対する報酬	職務執行に対する報酬
評議員	1回当たり1万円以内	1日当たり3万円以内
理事	1回当たり1万円以内	1日当たり3万円以内
監事	1回当たり1万円以内	1日当たり3万円以内